

# 登別市地域防災計画

登別市防災会議

令和6年1月

本計画で使用する用語等は、次による。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
道基本条例	北海道防災対策基本条例（平成 21 年 3 月 31 日北海道条例第 8 号）
市防災会議	登別市防災会議
市本部（長）	登別市災害対策本部（長）
市防災計画	登別市地域防災計画
道防災計画	北海道地域防災計画
防災関係機関	登別市防災会議条例（昭和 37 年 12 月 19 日条例第 29 号）第 3 条第 5 項に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

# 目 次

## 第1編 総則・防災組織

### 第1章 総 則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	計画推進にあたっての基本となる事項	2
第 4 節	計画の修正要領	2
第 5 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 6 節	市民及び事業所の基本的責務	7

### 第2章 登別市の概況

第 1 節	位置と地勢	9
第 2 節	気象及び気象災害の概況	9

### 第3章 防災組織

第 1 節	防災会議	10
第 2 節	災害対策本部	12
第 3 節	非常配備体制	23
第 4 節	住民組織等の活用	42

## 第2編 風水害防災計画

### 第1章 情報通信計画

第 1 節	気象情報等の伝達計画	45
第 2 節	災害通信計画	57
第 3 節	災害情報等の収集・伝達計画	60

### 第2章 災害予防計画

第 1 節	風水害に強いまちづくり計画	62
第 2 節	水害予防計画	62
第 3 節	雪害・融雪災害予防計画	64
第 4 節	積雪・寒冷対策計画	64
第 5 節	土砂災害予防計画	66
第 6 節	建築物災害予防計画	66
第 7 節	消防計画	67
第 8 節	救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画	68
第 9 節	避難体制整備計画	69
第 10 節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画	74
第 11 節	自主防災組織育成等の計画	77
第 12 節	防災知識の普及・啓発計画	79
第 13 節	防災訓練計画	81
第 14 節	幌別ダム災害予防計画	82

### 第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動計画	90
第2節	職員動員計画	90
第3節	広報・広聴計画	91
第4節	避難対策計画	92
第5節	救助救出計画	98
第6節	食料供給計画	98
第7節	衣料・生活必需品等物資供給計画	99
第8節	石油類燃料供給計画	101
第9節	給水計画	101
第10節	下水道施設対策計画	103
第11節	医療救護計画	103
第12節	防疫計画	105
第13節	廃棄物等処理及び清掃計画	106
第14節	家庭動物対策計画	109
第15節	交通対策計画	109
第16節	災害警備計画	112
第17節	輸送計画	113
第18節	障害物除去計画	115
第19節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	116
第20節	文教対策計画	118
第21節	労務供給計画	121
第22節	住宅対策計画	121
第23節	ライフライン施設応急対策計画	123
第24節	広域応援要請計画	124
第25節	自衛隊災害派遣要請計画	126
第26節	災害ボランティアとの連携計画	130
第27節	災害救助法適用計画	131
第28節	義援金、義援品募集・配分計画	133

### 第4章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	基本方針	135
第2節	公共施設等災害復旧計画	135
第3節	被災者援護計画	136

## 第3編 地震・津波防災計画

### 第1章 地震・津波の想定

第1節	計画で想定する地震と津波	137
-----	--------------	-----

### 第2章 災害通信計画

第1節	地震・津波情報等の伝達計画	142
第2節	災害通信計画	152
第3節	災害情報等の収集・伝達計画	152

### 第3章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくりの推進計画	153
第2節	津波災害予防計画	154
第3節	土砂災害予防計画	154
第4節	消防計画	156
第5節	救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画	156
第6節	避難体制整備計画	156
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	156
第8節	自主防災組織育成等の計画	156
第9節	防災知識の普及・啓発計画	157
第10節	防災訓練計画	157
第11節	業務継続計画の策定	158
第12節	防災拠点機能の整備に関する計画	159

### 第4章 災害応急対策計画

第1節	応急活動計画	160
第2節	職員動員計画	161
第3節	広報・広聴計画	161
第4節	避難対策計画	162
第5節	救助救出計画	164
第6節	食料供給計画	164
第7節	衣料・生活必需品等物資供給計画	165
第8節	石油類燃料供給計画	165
第9節	給水計画	165
第10節	下水道施設対策計画	165
第11節	医療救護計画	165
第12節	防疫計画	165
第13節	廃棄物等処理及び清掃計画	165
第14節	家庭動物対策計画	166
第15節	交通対策計画	166
第16節	災害警備計画	166
第17節	輸送計画	166
第18節	障害物除去計画	166
第19節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	167
第20節	文教対策計画	167
第21節	労務供給計画	170
第22節	住宅対策計画	170
第23節	被災建築物安全対策計画	170
第24節	ライフライン施設応急対策計画	172
第25節	広域応援要請計画	173
第26節	自衛隊災害派遣要請計画	173
第27節	災害ボランティアとの連携計画	173
第28節	災害救助法適用計画	173

第29節	義援金、義援品募集・配分計画	173
<b>第5章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>174</b>
<b>第6章</b>	<b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b>	
第1節	総則	175
第2節	地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項	175
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	177
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	185
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	186
第6節	防災訓練に関する事項	187
第7節	地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項	188
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	189
<b>第4編</b>	<b>特殊災害対策計画</b>	
<b>第1章</b>	<b>火山噴火災害対策計画</b>	
第1節	倶多楽の概要	190
第2節	情報通信計画	190
第3節	災害予防計画	198
第4節	災害応急対策計画	200
第5節	災害復旧計画	203
<b>第2章</b>	<b>海上災害対策計画</b>	
第1節	海難対策計画	204
第2節	流出油等対策計画	206
<b>第3章</b>	<b>鉄道災害対策計画</b>	<b>208</b>
<b>第4章</b>	<b>道路災害対策計画</b>	<b>210</b>
<b>第5章</b>	<b>危険物等災害対策計画</b>	<b>214</b>
<b>第6章</b>	<b>大規模な火事災害対策計画</b>	<b>217</b>
<b>第7章</b>	<b>林野火災対策計画</b>	<b>219</b>
<b>第8章</b>	<b>航空災害対策計画</b>	<b>221</b>